

議案第 9 号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 2 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものです。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）
第6章 雑則（第50条）」に改める。

第7条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、「事項」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に改め、「以上のものに限る。）」の次に「又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則 （電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第22条）</p> <p>第2章 家庭的保育事業（第23条—第27条）</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p> 第1節 通則（第28条）</p> <p> 第2節 小規模保育事業A型（第29条—第31条）</p> <p> 第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）</p> <p> 第4節 小規模保育事業C型（第34条—第37条）</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業（第38条—第42条）</p> <p>第5章 <u>事業所内保育事業（第43条—第49条）</u></p> <p>第6章 <u>雑則（第50条）</u></p> <p>附則</p> <p> （保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第22条）</p> <p>第2章 家庭的保育事業（第23条—第27条）</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p> 第1節 通則（第28条）</p> <p> 第2節 小規模保育事業A型（第29条—第31条）</p> <p> 第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）</p> <p> 第4節 小規模保育事業C型（第34条—第37条）</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業（第38条—第42条）</p> <p>第5章 <u>事業所内保育事業（第43条—第49条）</u></p> <p>附則</p> <p> （保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第</p>

1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 (略)

5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項

1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項

_____に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 (略)

5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。) _____であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項

に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

第6章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定される又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

に係る連携協力を行う者_____として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)